

# 最低賃金 1,000 円以上 全国一律制度を目指して

NO.9



2013.8.21 発行

東京都文京区湯島 2-4-4  
全労連TEL 03-5842-5611

## 5 地方で答申、目安+1, 2 円で横並び

お盆休み期間に専門部会を行った地方最低賃金審議会で答申が出始めています。引上げ額は静岡 14 円（目安+2 円で 749 円に、1.9%増）、福島 11 円（目安+1 円 675 円 1.7%）、山口 11 円（目安+1 円 701 円 1.6%）、福井 11 円（目安+1 円 701 円 1.6%）、群馬 11 円（目安+1 円 707 円 1.6%）といったところで、目安に 1、2 円上積みをした答申が続いています。これでは A ランクとの格差を縮めることは困難です。

## 兵庫 専門部会 初の傍聴

8月8日、私たちの粘り強いたたかいで兵庫最賃審議会の専門部会（今年第1回目）を傍聴することが出来ました。専門部会長の選出と、労使の委員それぞれが基本的な最賃に対する発言をしました。

労働者側は雇用戦略対話をふまえた議論を求め、使用者側は中小企業は景気回復の兆しがないので慎重な対応をと述べました。次回からは局が示したデータを見ながら金額決定に向け議論がされていきます。

今後の日程は、19、21、22、23 日専門部会開催。23 日午後本審議会（ここで決定か）※専門部会は率直な意見交換が出来ないという理由で非公開が決定され、本審議会も非公開と思われま。

集会に先がけて、労働局へ今年 2 回目の要請行動を 1 2 名で実施。今回も情報公開が議題となり、「審議会は公開が原則」と繰り返す局側に対し、「第 1 回のみ公開するだけであとすべて非公開では非公開が原則になっている」と指摘。非公開の決定権は審議会の会長であることも判明しました。また、生活保護との比較で、労働時間を実際より多くして最賃を算出している問題に触れ、最賃ギリギリで働いている労働者は労働時間が減らされている。実態を局が調査すべきと迫りました。また、意見陳述の機会を設けることも訴え、最後に千円の引き上げを再度要望しました。

## 滋賀 意見陳述をしました

8 日、滋賀地方最低賃金審議会は第 2 回審議会を開催、滋賀県労連の山元事務局長の意見陳述と傍聴を行いました。審議会では議論が交わされる場面はなく、意見陳述に対し会長が質問などの有無を確認しても発言はありませんでした。全体としても事務局（労働局）側が淡々と説明することに終始していました。意見陳述の一部を紹介します「私は最近まで福祉施設の職員として働いていました。福祉労働が全体的に低賃金であることは周知されています。その中でも非正規労働者の賃金は特に低く抑えられています。時給にして 800 円程度というところが多いようです。高齢者や子ども、障害者の生活を支えるという責任と緊張感の中に常にいる労働者の賃金としてあまりに低額であると言わざるを得ません。離職率が比較的高いことが問題ですが、安い賃金はその理由の一つです。福祉職場には男性の寿退社があります。出来るなら長く続けたい職業であり、人によっては社会福祉士や保育士という国家資格を持っていても、あまりに低い賃金で今後家族が増えたら養っていけないなどの理由で結婚を機に転職を余儀なくされるのです。福祉施策の問題であるわけですが、低水準の賃金を社会的に肯定させているのは、最低賃金が低い水準のままであることが大きな要因であると言えます。」

## 愛知 意見書を提出

8 月 8 日に、第 2 回の最賃審議会（本審）に向けて、朝宣伝をおこない 16 人の参加で 700 枚のビラを配布。その後 10 時から傍聴に 7 人参加。愛労連が提出した意見書、生計費調査結果、最賃体験一覧、署名、

新聞報道記事等の資料について最後に紹介され、「意見陳述」のとりあつかいを、労・使に公益会長が求めましたが、労側「私たちが労働者を代表している」、使側「意見書を資料として配付しているから」との意見により、またしても却下されました。今後ですが、本日第2回専門部会がひらかれたのち、8/20、8/21、8/23に専門部会3～5回が予定されています。ここで決着された場合、8/28(水)15:00から第3回審議会(本審)の場で答申されます。

## 静岡 ユーコープ労組各職場で「最賃ステッカー」行動に414人

8月7日13:30より、静岡地方最低賃金審議会が開催され審議会開催前、12時より、伝馬町109前にて、中央最賃目安答申を受けて、宣伝行動を行いました。

猛暑の昼間で、人通りはあまり多くありませんでしたが、チラシの受け取りは良く、「最賃」という言葉がけに頷く姿もありました。審議会では、中央最賃審議会答申文が提示され、加えて、資料として「生活保護と最賃」「県内経済情勢」が説明されました。また、県評からの提出された「意見書」は前文掲載されましたが、事務局からは要旨の説明にとどまりました。ともに提出した最賃署名(団体署名85筆・個人署名2138筆)も資料として掲載されました。



引き続き、専門部会が開催される予定ですが(非公開のため傍聴できません)、専門部会の委員名は、審議会の場では明らかにされませんでした。専門部会は本日より9日まで、連日開される予定です。静岡県評では「静岡地方最低賃金審議会開催にあたっての声明」を出しました。

また、ユーコープ労働組合静岡県支部では、最賃審議会開催日に、各職場で「最賃ステッカー」を貼って最賃の大幅引き上げを求める「最賃ステッカー行動」を414人の参加で行いました。

## 大阪 最賃19円引き上げ 819円

8月21日、11時より大阪地方最低賃金審議会が開催され、大阪労連からは、8名が傍聴しました。冒頭、玉井金五審議会会長から「20日までに5回の専門部会が集中して開催されてきたが、使用者側と労働者側との意見の隔たりが大きく、公益を代表する見解については、公益・労働の代表は賛成、使用者は反対で全会一致に至らなかった。」とこの間の経過について報告されました。

続いて審議会では、中央最低賃金審議会の目安の考え方にに基づき、19円引き上げて、大阪最低賃金時間額819円とする公益委員見解について採決が行われ、結果は、会長を除く16名中、賛成10名、反対6名の賛成過半数で公益を代表する見解通りとなりました。(採決の詳細:賛成…労働者委員6、公益委員4(公益委員1名欠席)、反対…使用者委員6)使用者側は、反対の理由として、「今回の中央最低賃金審議会の19円の目安は根拠が明確ではない。法律の中にある支払い能力などにも配慮が必要であり、雇用の維持も大切なものであるため、根拠のない目安には賛成出来ない。」と主張しました。その後、大阪労働局長に審議会から大阪最低賃金時間額819円とする答申が行われました。

## —□■ お知らせとお願い

☆最低賃金1000円実現求める個人要請署名と団体要請署名の推進を!

☆最賃Tシャツ(無料S,M,L,XL)とピンバッジが出来ましたので注文してください。

◆各地の取り組みについて、全労連まで、お知らせください。

担当:伊藤、阿部、溝口、平川

